

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1)業務名 令和8年度早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物整理業務委託
- (2)業務の仕様等 別添「仕様書・特記仕様書」による
- (3)作業場所 長崎県雲仙市国見町土黒甲 1063(国見町総合福祉センター内)
- (4)委託期間 契約締結日から令和9年3月10日まで

2 入札日程

競争参加資格審査申請書等の提出期限及び場所	令和8年6月11日(木) 午後5時	13(1)の担当機関
入札説明書に関する質問期限及び場所	令和8年6月11日(木) 午後5時	13(1)の担当機関
上記回答期限及び回答方法	令和8年6月15日(月) 午後5時	質問者及び参加資格申請者あてにFAXにて送付する
入札保証金免除申請書の提出期限	令和8年6月26日(金) 午後5時	13(1)の担当機関
入札日及び場所	令和8年7月7日(火) 午前10時30分	長崎県立長崎図書館郷土資料センター集会研修室 (長崎市立山1丁目1-51)

(注1)上記の期日は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(注2)入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に13(1)の担当機関に確認すること。

3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに「質問書(様式第11号)」にて提出すること。提出は郵送、持参又はFAXによること。なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

(提出場所) 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター FAX:0920-45-4082

(提出期限) 令和8年6月11日(木) 午後5時

4 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。その場合、入札執行前にあつては、入札日の前日までに、入札辞退届を提出すること。また、入札執行中にあつては、その旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

5 入札書の記載方法

(1)入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

- 問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3)入札金額(首標金額)は訂正することができないこと。
 - (4)入札書の提出後は、書き換え、引き換え又は撤回することができないこと。
 - (5)代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は、「長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長 川口 洋平」としてください。

6 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金

- 入札保証金等は、入札日時までに提出すること。
 - 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ・長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する独立行政法人との間に、当該契約と同種、同規模の契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
- a 3,000万円以上
 - b 3,000万円未満1,000万円以上
 - c 1,000万円未満
- 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日としてください。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

(2)契約保証金

- 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ・長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約と

同種、同規模の契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

○契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

7 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1)競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- (2)競争入札参加資格審査申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3)入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4)入札者が連合して入札したとき。
- (5)入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6)入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7)指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8)長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。
- (9)所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10)入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11)入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12)誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13)入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14)民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (15)その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

9 落札者の決定方法

- (1)長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97号の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2)落札者となるべき同価格の入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるも

のとする。

- (3)入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。
- (4)落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5)落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

10 業務内訳書の提出

- (1)入札に際しては、業務内訳書を求める場合があるので、業務内訳書に掲げる種別、名称等の項目に対応するものの単位、頁数、単価及び金額(様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所及び業務名を記載すること。)を明示した業務内訳書を押印の上、必ず用意しておくこと。
なお、業務内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目及び一式表示(入札説明書中の業務内訳書で一式表示となっているものを除く。)を設けないこと。
- (2)提出された業務内訳書は、返却しない。
- (3)提出された業務内訳書の引換え、変更又は撤回(取消)は認めない。

11 契約書の作成等

- (1)落札通知を受けた日から5日以内(県の休日を除く)に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2)その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

12 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2)令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3)この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4)この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

13 その他

- (1)当該契約事務に関する担当機関
長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター
〒811-5322
長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触515番地1
電話 0920-45-4080
FAX 0920-45-4082
- (2)入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ・申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和8年6月11日（木）午後5時までの間（県の休日を除く）
- ・申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（1）の機関に同じ